

マイナンバーカード又は 住基カードを利用する転出届

・この届出を行うことができるのは、転出される方の中にマイナンバーカード又は住基カード(有効なもの)の所持者がいる場合です。

・引越する2週間前から郵送により届出ができます。

・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、パスポート、健康保険証又は年金手帳(証書)など)のコピーを同封してください。

・大田区役所にこの転出届が到着するまでは、新住所の区市町村で転入届出はできません。転出処理終了後、ご連絡をしますので、平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。

・新住所の区市町村において転入届出をする際には、マイナンバーカード又は住基カードを提出し、暗証番号の入力が必要となります。世帯員全員分のマイナンバーカード又は住基カードをお持ちください。

(宛先)大田区長

届出年月日	平成 年 月 日	届出人氏名	⑩
転出予定年月日	平成 年 月 日	電話 (昼間連絡できる場所)	

電話番号は必ずお書きください。

住 所		世帯主(氏名)	
新		新	
旧	大田区	旧	

	転出する人の氏名	生年月日	性別	マイナンバーカード又は住基カードの有無	この転出届は使用できません。 異動者全員が「無」の場合、
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
1		年 月 日			
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
2		年 月 日			
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
3		年 月 日			
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
4		年 月 日			
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
5		年 月 日			
フリガナ		明・大・昭・平	男・女	有・無	
6		年 月 日			

【郵送先】 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所 戸籍住民課 郵送担当 宛